

京都市告示第 379号

令和元年10月15日から、平成27年3月31日付け京都市告示第641号（公印の新調（行財政局税務部税制課税務事務専用京都市長印等））の一部を次のように改めます。

令和元年10月11日

京都市長 門川 大作

名 称	項 目	変 更 前	変 更 後
市税督促状専用京都市長之印	用 途	行財政局税務部収納対策課, 市税事務所納税室及び市税事務所税務センターにおける税務事務に係る督促事務	行財政局税務部収納対策課及び市税事務所納税室における税務事務に係る督促事務
市税事務所税務事務専用京都市長之印第5号	用 途	市税事務所税務センターにおいて所掌する事務(租税特別措置法施行令による住宅用家屋の証明事務を除く。)	市税事務所納税室において所掌する事務(租税特別措置法施行令による住宅用家屋の証明事務を除く。)
市税事務所税務事務専用京都市長之印第6号	用 途	市税事務所税務センターにおいて所掌する事務(租税特別措置法施行令による住宅用家屋の証明事務を除く。)	市税事務所納税室において所掌する事務(租税特別措置法施行令による住宅用家屋の証明事務を除く。)
市税事務所税務事務専用京都市長之印第7号	用 途	市税事務所税務センターにおいて所掌する事務(租税特別措置法施行令による住宅用家屋の証明事務を除く。)	市税事務所納税室において所掌する事務(租税特別措置法施行令による住宅用家屋の証明事務を除く。)

名 称	項 目	変 更 前	変 更 後
市税事務所税務事務専用京都市長之印第8号	用 途	市税事務所税務センターにおいて所掌する事務(租税特別措置法施行令による住宅用家屋の証明事務を除く。)	市税事務所納税室において所掌する事務(租税特別措置法施行令による住宅用家屋の証明事務を除く。)
市税事務所税務事務専用京都市長之印第9号	用 途	市税事務所税務センターにおいて所掌する事務(租税特別措置法施行令による住宅用家屋の証明事務を除く。)	市税事務所納税室において所掌する事務(租税特別措置法施行令による住宅用家屋の証明事務を除く。)
市税事務所税務事務専用京都市長之印第10号	用 途	市税事務所税務センターにおいて所掌する事務(租税特別措置法施行令による住宅用家屋の証明事務を除く。)	市税事務所納税室において所掌する事務(租税特別措置法施行令による住宅用家屋の証明事務を除く。)
市税事務所税務事務専用京都市長之印第11号	用 途	市税事務所税務センターにおいて所掌する事務(租税特別措置法施行令による住宅用家屋の証明事務を除く。)	市税事務所納税室において所掌する事務(租税特別措置法施行令による住宅用家屋の証明事務を除く。)
市税事務所税務事務専用京都市長之印第12号	用 途	市税事務所税務センターにおいて所掌する事務(租税特別措置法施行令による住宅用家屋の証明事務を除く。)	市税事務所納税室において所掌する事務(租税特別措置法施行令による住宅用家屋の証明事務を除く。)
市税事務所税務事務専用京都市長之印第13号	用 途	市税事務所税務センターにおいて所掌する事務(租税特別措置法施行令による住宅用家屋の証明事務を除く。)	市税事務所納税室において所掌する事務(租税特別措置法施行令による住宅用家屋の証明事務を除く。)

名 称	項 目	変 更 前	変 更 後
市税事務所税 務事務専用京 都市長之印第 14号	用 途	市税事務所税務センター において所掌する事務(租 税特別措置法施行令によ る住宅用家屋の証明事務 を除く。)	市税事務所納税室におい て所掌する事務(租税特 別措置法施行令による住 宅用家屋の証明事務を除 く。)
市税事務所税 務事務専用京 都市長之印第 15号	用 途	市税事務所税務センター において所掌する事務(租 税特別措置法施行令によ る住宅用家屋の証明事務 を除く。)	市税事務所納税室におい て所掌する事務(租税特 別措置法施行令による住 宅用家屋の証明事務を除 く。)
市税事務所税 務事務専用京 都市長之印第 16号	用 途	市税事務所税務センター において所掌する事務(租 税特別措置法施行令によ る住宅用家屋の証明事務 を除く。)	市税事務所納税室におい て所掌する事務(租税特 別措置法施行令による住 宅用家屋の証明事務を除 く。)
市税事務所税 務事務専用京 都市長之印第 17号	用 途	市税事務所税務センター において所掌する事務(租 税特別措置法施行令によ る住宅用家屋の証明事務 を除く。)	市税事務所納税室におい て所掌する事務(租税特 別措置法施行令による住 宅用家屋の証明事務を除 く。)
市税事務所税 務事務専用京 都市長之印第 18号	用 途	市税事務所税務センター において所掌する事務(租 税特別措置法施行令によ る住宅用家屋の証明事務 を除く。)	市税事務所納税室におい て所掌する事務(租税特 別措置法施行令による住 宅用家屋の証明事務を除 く。)

(行財政局税務部税制課)